

# 小宮公園マネジメントプラン

---

小宮公園の管理運営、整備等の取組方針

平成27年3月

東京都建設局

## 目次

はじめに	52-3
I 小宮公園の基礎的事項	52-4
1 都市計画等	
2 過去の取組の成果等	
3 社会状況等の変化	
II 小宮公園の開園概要	52-6
1 開園区域の概要	
2 利用状況等	
III 小宮公園の目標と取組方針	
1 むこう10年間を見据えた主な目標	52-7
2 取組方針	52-9
(1) ゾーン別基本方針（ゾーン別基本方針図共）	
(2) 維持管理の取組方針	
(3) 運営管理の取組方針	
(4) 安全・安心な公園への取組について	
(5) 改修・再整備の取組について	
(6) 新規整備の取組方針	
IV 図面・写真	52-17
現況平面図	
周辺土地利用図（空中写真）	
周辺土地利用図（地図）	
小宮公園の現況写真	
<資料編>	52-21
資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて	
資料2 小宮公園に関する資料	



## はじめに

---

「小宮公園マネジメントプラン」は、平成 27 年 3 月に改定された「パークマネジメントマスタープラン」における新たな東京の公園づくりの理念や目標、本公園の基本理念や時代の要請、ならびに過去 8 年間の本公園における公園づくりの取組成果等を踏まえ、今後新たな 10 年間を見据えた公園づくりに必要な目標を設定し、当該目標を実現するための計画・整備・管理に係る基本的な取組方針を定めたものです。

また、本マネジメントプランは固定的なものではなく、目標や計画は継続的に見直し・改善を図るとともに、社会経済情勢の変化等への対応が必要となった場合には、柔軟に必要な事項等について再検討を行い、適宜見直し改善を行っていくものです。

# I 小宮公園の基本理念と時代の要請

## 1 基本理念

### (1) 都市計画の概要

- ・名称 八王子都市計画公園第5・5・2号小宮公園
- ・位置 八王子市大谷町、中野町及び大和田町各地内
- ・面積 28.3ha
- ・種別 総合公園
- ・決定告示 (当初) 昭和21年9月4日 戦災復興院告示第131号  
(最終) 昭和52年3月11日 東京都告示第175号

### (2) 小宮公園の基本的な性格・役割

小宮公園は、JR 八王子駅のほぼ真北の標高約 150mの加住丘陵に位置する丘陵地公園である。園内はコナラ、クヌギを主とした雑木林や明るい草原、中央を流れる小川や池からなり、多くの野草や昆虫、野鳥が生育・生息し、多彩な自然環境が形成されている。

なお、八王子市地域防災計画により防災上の重要な位置付けを持っている。

## 2 過去の取組の成果等

当初「小宮公園マネジメントプラン(H18)」における重点目標に係る過去8年間の取組およびその成果等は、以下のとおりである。

### ○関係団体との広域連携による丘陵地の保全・活用

広域連携による丘陵地の保全・活用の取組は見られなかった。

### ○多様な生物の生息・生育環境を保全した丘陵地の公園づくり

雑木林の萌芽更新が実施され、良好な里山景観が守られた。また、雑木林基礎調査の実施等により、生物多様性と動植物の生息・育成環境の保全・回復が図られた。

### ○自然体験活動、環境学習の拠点としての公園の活用

公園の自然を活かし、椎茸づくりや自然観察会などが実施された。また、自然環境情報コーナーの展示替えなどにより、情報提供が積極的に行われた。

### ○都民・NPO等との連携による身近な生き物の生息・生育空間の保全・回復

日頃からボランティア団体との良好な関係に基づく管理運営がなされ、自然情報ガイド「小宮公園の四季」を活用した案内、四季を通して花が咲いている花壇づくりなどが行われた。

### ○その他

防災トイレや入口表示灯など、防災施設の整備により、避難場所としての防災機能が強化された。

### 3 社会状況等の変化

#### (1) 社会経済情勢

- ・ 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催決定
- ・ 平成23年3月の東日本大震災の発生
- ・ 生物多様性条約締結国会議の平成22年日本開催など、地球環境への意識の高まり
- ・ 少子高齢化の進行による利用形態の変化

#### (2) 関連する行政計画等

- ・ 東京都公園審議会答申（昭和61年2月）
- ・ パークマネジメントマスタープラン（平成27年3月）
- ・ 緑の新戦略ガイドライン（平成18年1月）
- ・ 東京都長期ビジョン（平成26年12月）
- ・ 八王子市地域防災計画（平成26年修正）
- ・ 東京都景観計画（平成23年4月）
- ・ 八王子市「都市計画マスタープラン」（平成15年3月）
- ・ 八王子市「みどりの基本計画」（平成22年3月）
- ・ 東京都福祉のまちづくり推進計画（平成26年3月）
- ・ 緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～（平成24年5月）
- ・ 多様な生物が生息する都立公園づくりガイドライン（平成26年）

## Ⅱ 小宮公園の開園概要

### 1 開園区域の概要

#### (1) 開園の概要

名称 都立小宮公園（こみやこうえん）  
開園日 昭和 61 年 6 月 1 日  
開園面積 251,719.27 m<sup>2</sup>（平成 26 年 10 月 1 日現在）  
公園種別 総合公園  
所在地 八王子市大谷町、暁町二丁目  
アクセス JR 中央線「八王子」北口 京王線「京王八王子」から西東京バス・バイパス経由宇津木台行き「八王子郵便局」

#### (2) 主な公園施設

雑木林ホール（管理所に併設）、木道（けやきの小道、かわせみの小道など）、草地広場、駐車場（無料）

### 2 利用状況等

#### (1) 利用概況

緑を求めて近隣のみならず遠方からの利用者も多い。散策やハイキングのほか、植物や生き物の観察会など多様な利用が見られる。

#### (2) 利用者動向（推計値）

25年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月
年間総数	16,353	18,089	13,127	9,383	7,333	10,484
(人)	10月	11月	12月	1月	2月	3月
147,807	10,948	13,834	13,664	12,876	6,663	14,632

#### (3) 主な活動団体（詳細は資料編参照）

1 団体・80 名が、観察会や自然保護活動などを行っている。

#### (4) 主な催し物開催状況（平成 25 年度実績は資料編参照）

「教えてハチ博士（ハチに関する観察会）」「花畑の丘 花の迷路（幼児用から大人用まで花の迷路を 3 コース設置）」などが行われた。

## Ⅲ 小宮公園の目標と取組方針

### 1 むこう10年間を見据えた主な目標

本公園の基本理念、および社会状況の変化等の内容を踏まえ、むこう10年間を見据えた取組の中で本公園が目指す主な目標を次のように定める。

なお、本目標及び各方針の実現に向けた具体の数値目標については、事業計画等の作成時に状況に応じそれぞれ適切に設定し、マネジメントサイクルのなかで見直し等行っていく。また、【 】内には、関連するパークマネジメントマスタープランのプロジェクト名を記載した。

#### ■目標1：地震災害時への対応のため、防災機能を強化・充実した都立公園

【プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト】

地震発生時の防災機能を発揮するため、下記の防災上の位置づけをふまえ、防災訓練など災害発生を想定した取組や、非常用の発電設備等の導入による防災関連施設の更なる機能強化・充実を図る。

- ・八王子市地域防災計画による指定  
広域避難場所（全域）

◎主な取組確認項目：防災施設整備の実績、防災訓練等の実績

#### ■目標2：多様な生物の貴重な生息・生育空間となる都立公園

【プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト】

【プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト】

都立公園が良好な生物生息・生育空間として機能するために、多様な生物の生息・生育環境に配慮した環境整備を進めるとともに、公園内の動植物の保全・育成活動を充実させていく。

また、様々な体験を通して利用者に自然の大切さを体感してもらうため、この公園独自の自然的環境を利用した取組を行っていくとともに、里山の自然環境を保全・回復するため、ボランティア等の協力を得ながら、雑木林等の存続を図る。

更に、自然豊かな丘陵地の里山の環境を守るため、公園として保全・整備を行っていく。

◎主な取組確認項目：生物の保全・育成の取組、生物生息・生育空間整備の取組、自然体験等の取組、雑木林更新等の取組、新規開園面積

### **■目標3：子どもたちの健やかな成長の場となる都立公園**

#### **【プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト】**

子どもたちの健やかな成長や多世代の交流のために、公園の豊かな自然環境を活かした野外体験などの機会を提供していく。

◎主な取組確認項目：子供の育成・多世代交流の取組

### **■目標4：都民や企業等とのパートナーシップを推進する都立公園**

#### **【プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト】**

都民にとって都立公園をより身近な空間とするため、都民・NPO、企業など、公園に関係する多様な主体とともに公園の管理運営を進めていくとともに、管理所を公園情報の受発信の拠点としていく。

◎主な取組確認項目：情報受発信等の取組、都民協働の取組



## 2 取組方針

本公園が目指すべき主な目標を実現するため、利用者の満足度向上を念頭に、管理や整備等にかかわる取組方針について、安全・安心や環境への取組等にも考慮したうえで次のとおり定める。

### (1) ゾーン別基本方針

管理運営や改修整備等を重点的・効率的に実施していくために、園内の各ゾーンについて現況等も踏まえ機能・目的・自然的環境等により類型化し、ゾーン毎の基本方針を定める。

なお、ゾーン別基本方針は、原則として開園区域を対象に定めるものとし、新規開園区域があった場合は、整備内容等を踏まえ、必要に応じ追記等を行う。

#### A：多目的広場ゾーン

- ・草地広場のあるゾーン

公園北側に位置する草地広場であり、ピクニックなどのレクリエーション利用に対応していく。また、昆虫や野鳥などの生息・生育環境を維持、保全していく。

#### E：休息・散策ゾーン

- ・公園南側の園路や広場のあるゾーン

休息や散策の場としていく。

#### H：展示・学習ゾーン

- ・雑木林ホールのあるゾーン

公園管理所に併設されている雑木林ホールでは、公園の自然についての展示と解説を行い、貴重な自然環境への理解を深める場としていく。

#### K：環境共生・保全ゾーン

- ・雑木林やせせらぎのあるゾーン

生物多様性を確保するため、樹林地やせせらぎといった水辺の自然環境を保全していくとともに、散策路を整えることで、四季折々の彩りのある姿を見せるよう工夫し、自然観察や散策、休息などの利用に対応していく。

#### Q：外縁部ゾーン

- ・民有地等や公道に接する公園外縁部






本公園の外縁部は、公道を挟んで住宅地等と接している所が多く、東側は霊園や市民農園と直接境界を接している。公道を介して住宅地等に面する所では、見通しを確保し、住宅地等に対して良好な景観の提供を図っていく。民有地等と直接境界を接する所では景観面のほか、落ち葉や落枝、越流水などに対応していく。

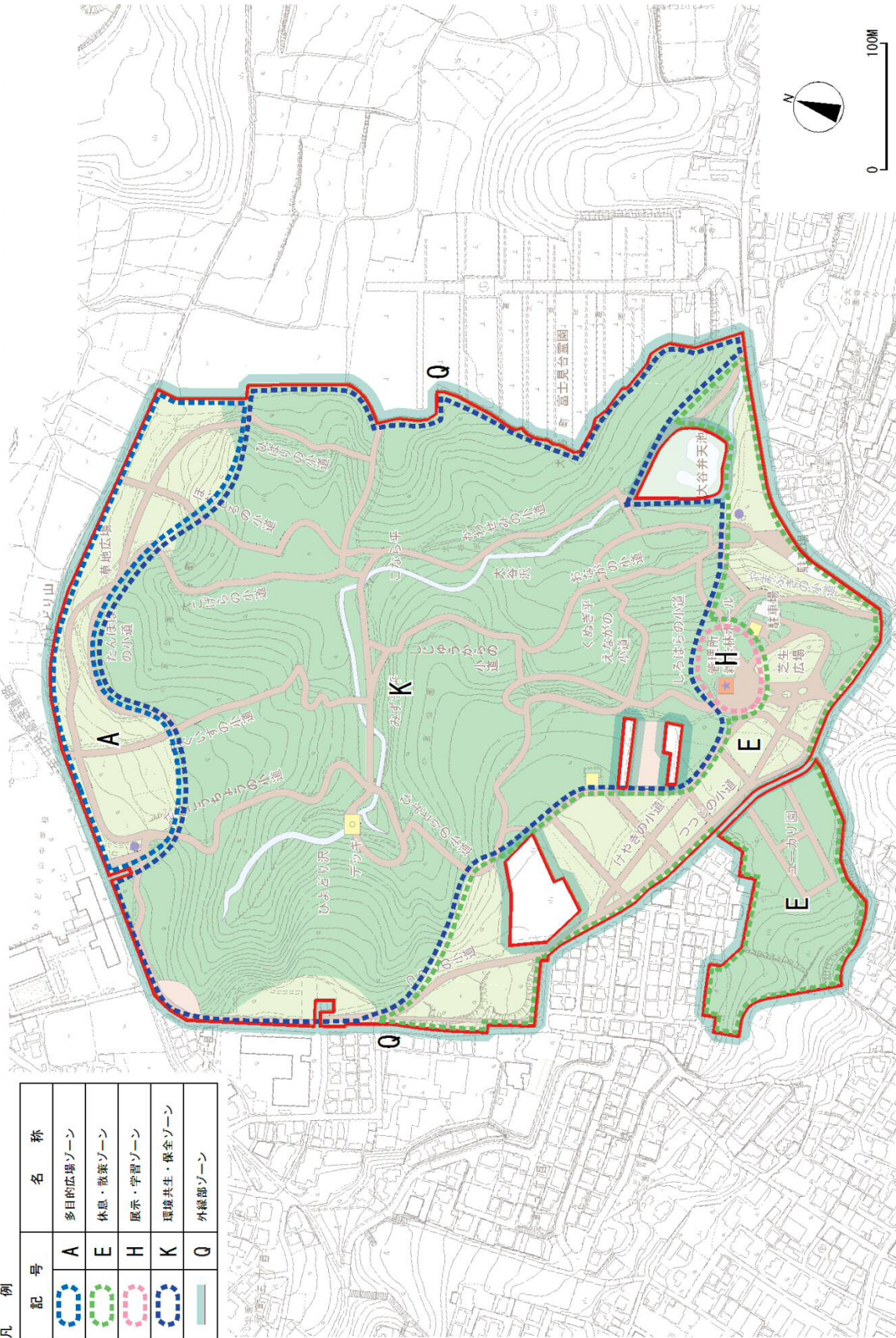
【ゾーンについて】

公園別のマネジメントプランでは、都立公園共通のゾーン区分を下表のように定めた。  
したがって、該当するゾーンがない場合には、そのゾーンの記載がない。

記号	区分	主な特性・機能
A	多目的広場ゾーン	多目的広場、草地広場、芝生広場、運動広場など、多目的な利用ができるゾーン。（バーベキュー広場、キャンプ広場、デイキャンプ広場などを含む。）
B	遊具広場ゾーン	児童遊具、健康遊具など、各種の遊具を中心としたゾーン。
C	イベント広場ゾーン	イベント利用に適した広場や施設などがあるゾーン。
D	入口広場ゾーン	シンボリックな入口広場として集散の場となるゾーン。
E	休息・散策ゾーン	散歩道、遊歩道、プロムナードなど、休息や散策の場となるゾーン。
F	尾根道散策ゾーン	丘陵地の尾根道など、散策の場となるゾーン。
G	スポーツゾーン	野球場、テニスコート、サッカー場、各種競技場、プール、体育館など、各種のスポーツの場となるゾーン。
H	展示・学習ゾーン	美術館、資料館、遺跡、城址など、各種の教養の場となるゾーン。
I	修景ゾーン	修景池、展望広場などの修景施設、または、草花、花壇、桜並木などの修景機能があるゾーン。
J	樹林ゾーン	外周部の樹林など、遮蔽機能等があるゾーン。
K	環境共生・保全ゾーン	多様な動植物が生息している豊かな自然環境を形成しているゾーン。
L	水辺・親水ゾーン	流れ、池、じゃぶじゃぶ池など、水に親しむことができるゾーン。
M	駐車場ゾーン	駐車場があるゾーン。
N	管理ヤードゾーン	管理ヤードとして利用するゾーン。
O	宿泊ゾーン	宿泊を目的とした施設があるゾーン。
P	植物園ゾーン	植物園（有料）として運営しているゾーン。
	(庭園関係)	「大泉水景観ゾーン」「芝生広場景観ゾーン」「富士山景観ゾーン」「山中の景観ゾーン」「田園景観ゾーン」など、各庭園に各種のゾーンがある。
Q	外縁部ゾーン	民有地や公道等に接する公園外縁部となるゾーン。

凡例

記号	名称
	A 多目的広場ゾーン
	E 休息・散策ゾーン
	H 展示・学習ゾーン
	K 環境共生・保全ゾーン
	Q 外縁部ゾーン



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都庁A1/2500の地形図を使用して作製したものである。(承認番号) 26都中基交第350号

## (2) 維持管理の取組方針

維持管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の維持管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

### 1) 維持管理の基本事項

都立公園は、自然環境保全、防災、景観形成、レクリエーションなど多くの機能を有しており、首都東京の風格を高め、安全で快適な都民生活に不可欠な都市施設である。こうした機能を発揮させるためには、適正な維持管理により、公園施設の機能を確保する。

そのためには、公園の中心的・特徴的要素となる植物をはじめ、その基盤となる土や水、そこに生息する動植物なども含め、総体として守り育ていく。あわせて、公園利用者に対しては、公園を清潔に保ち、快適な利用を提供するとともに、日常的な点検等通じて、樹木や施設の異常を早期に発見し、速やかに対応していくことで安全を確保し、安心して利用してもらう。また、防災トイレなどの防災関連施設は、発災時に円滑に使用できるよう、日頃から点検等を行っていく。

### 2) 本公園の維持管理における留意事項

#### ① 雑木林の管理

里山景観の保全のため、雑木林の択伐等による萌芽更新や下草刈り、もや分けなどを行う。下草刈りでは、均一に行うのではなく、林床の植生状況を考慮の上、草刈区域や草刈時期や分けるなど、多様な環境の創出を図る。

#### ② 動植物の保全・育成

環境共生・保全ゾーンなど、貴重な動植物が生息・生育する区域を踏まえ、生物多様性を保全するための整備や管理の計画に基づき、主要な動植物のモニタリング調査を行うとともに、その結果を活用し、多様な生物の生息・生育環境に配慮した維持管理を行うなど、動植物の保全と育成を進めていく。

### (3) 運営管理の取組方針

運営管理の取組方針については、すべての公園・緑地に共通する基本的考え方として基本事項を示し、当該公園・緑地の運営管理において、特に留意すべき事項を留意事項として提示する。

#### 1) 運営管理の基本事項

##### ① 基本的な事項

都民のライフスタイルの多様化や高度化、少子高齢化の進展などにより、新たな時代のニーズに応じた公園の管理運営が求められている。公園やその周辺地域の特性を踏まえ、地域団体などと連携し、環境の変化や新たなニーズに応えるための運営管理を行う。

##### ② 公園の適正な管理

都市公園法や東京都立公園条例等に基づき、公の施設として公平・公正な取扱いをするとともに、公園利用者が安全かつ快適に公園を利用できるよう、適正な管理を行う。

##### ③ 利用促進

公園利用者から寄せられる様々な要望や苦情等を通じてニーズを的確に把握し、幅広い利用者層や利用目的に応じた質の高いサービスを継続的に提供するとともに、公園の魅力を発信し、公園利用の促進を図る。

#### 2) 本公園の運営管理における留意事項

##### ①自然環境の保全と活用

生物の生息・生育環境として、雑木林などの維持・保全を図り動植物の多様性を確保するとともに、公園の利用者ニーズに応じて、自然観察や散策などの利用向上にも留意する。

##### ②都民やNPO等との協働による公園づくり

雑木林ホールなどを活用し、都民やNPO等との協働を積極的に推進し、コナラ・クヌギ等の更新伐採等を行っていく。また、公園に関係する様々な団体などが話し合い、協働・連携して公園を管理運営していく仕組みづくり等にも取り組んでいく。

##### ③里山体験等による子どもの心身の育成

雑木林の管理作業等の里山体験やクラフト教室など、公園の自然環境を活かしたイベント等を通して、子どもたちの成長や多世代の交流の場となるよう留意する。

##### ④公園情報の受発信と管理所機能の強化

公園で見られる花、野鳥、昆虫などの自然情報を、冊子やホームページで積極的に提供していく。また、雑木林ホールを公園情報の受発信の拠点として活用するとともに、管理所を公園に関わる様々な主体が集まり情報交換することができる場と機能させていく。

## (4) 安全・安心な公園への取組について

地震・台風・大雨などによる被害や感染症等の発生、落枝・倒木や公園施設の老朽化に起因する事故の発生に際し、公園の利用者や周辺住民が安心して公園を利用できるように、次の通り対応していく。

### 1) 地震災害

- ・東京都地域防災計画など、既定計画における役割の確認
- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・発災時を想定した参集訓練や通信訓練等の実施

### 2) 気象災害（台風、大雨、積雪等）

- ・巡回点検・応急対応等のマニュアルの理解と実践
- ・情報連絡体制の構築
- ・被害軽減のための事前処置の準備

### 3) 蚊媒介感染症など

- ・関係部署と連携しつつ迅速・適切に対応

### 4) 落枝・倒木

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・倒木等の恐れのある樹木の定期点検
- ・計画的な樹木手入れ等の実施

### 5) 施設の損壊等

- ・日常的巡回時の異常把握と応急処置
- ・公園利用者とのコミュニケーションによる不具合の把握
- ・計画的な補修や取り換え等の実施

### 6) 遊具

- ・事故を未然に防ぐための日常的な点検の徹底による早期発見
- ・専門業者による精密点検の定期的な実施
- ・事故事例の把握と緊急点検の実施

## (5) 改修・再整備の取組について

公園の改修・再整備については、本園の性格・役割や目標に照らし、長期的な視点に立つことを基本とし、改修・再整備の対象となる施設の現況特性等に応じ、個別に方針を定めて行うものとする。

### ①災害時対応のための整備

災害時対応のための機能強化・充実のため、非常用の発電設備等の防災関連施設の計画的な整備を行う。

### ②多様な生物が生息・生育するための環境整備

多様な生物が生息・生育する都立公園とするため、生物多様性を確保するための方針を定め、計画的に整備を行う。

## (6) 新規整備の取組方針

本公園の計画区域のうち、未供用区域の事業化については、原則、「都市計画公園・緑地の整備方針（改定）」（平成 23 年 12 月、東京都・特別区・市町）に設定した「優先整備区域（新規事業化区域）」について行うものとし、平成 32 年までに事業化を図っていく。

なお、事業化の対象区域は、概ね次のとおりであるが、今後の改定により見直されることもある。また、整備にあたっては、本公園の役割等を踏まえ、基本計画等に基づいて行っていく。

### 1) 優先整備区域「事業促進区域」：5,000㎡

八王子市大谷町、暁町二丁目

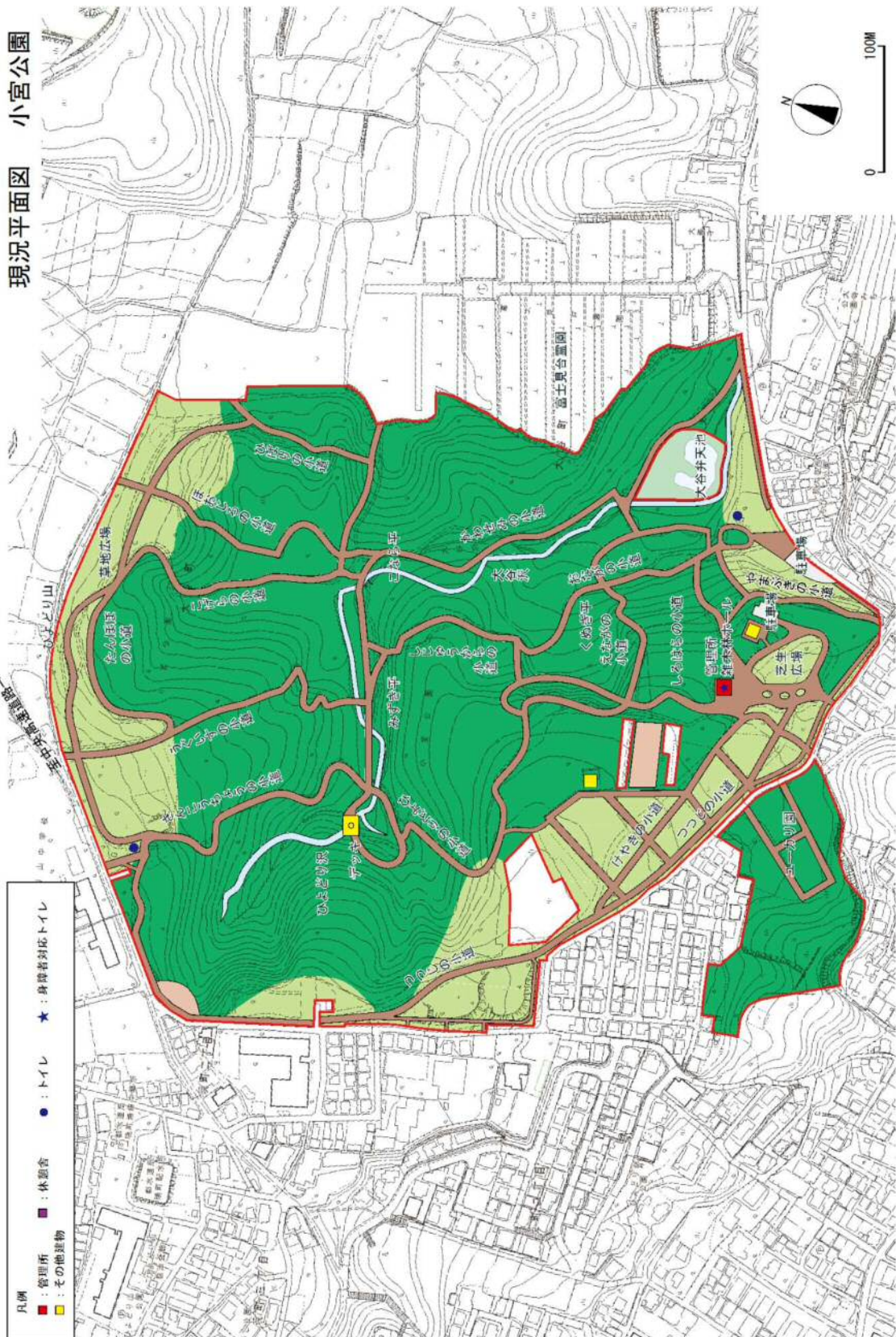
### 2) 優先整備区域「新規事業化区域」：該当なし

注)：「事業促進区域」：既に事業認可を取得済の区域（用地未取得地含む）

「新規事業化区域」：新たに事業認可を取得する区域（既に認可取得済の区域あり）



# IV 図面・写真



周辺土地利用図（空中写真）

小宮公園



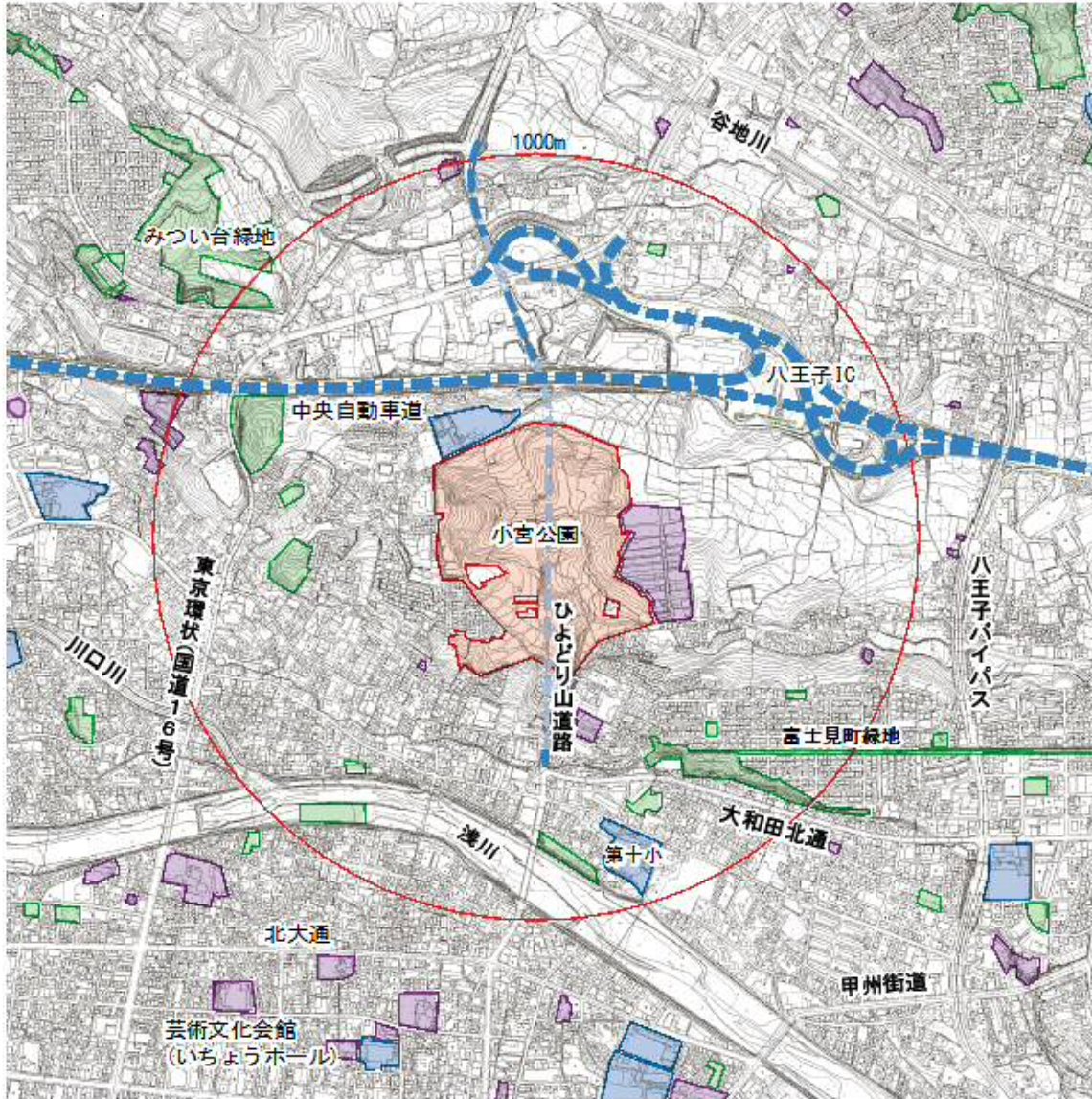
- : 開園区域
- : 都市計画決定区域



平成26年3月撮影

周辺土地利用図 (地図)

小宮公園



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作製したものである。(承認番号) 26都市基交第350号

- : 公園緑地
- : 学校
- : 特徴的な建物 (神社仏閣など)
- : 開園区域
- : 高速道路
- : 鉄道



小宮公園の現況写真 【平成 26 年 11 月撮影】

①サービスセンター・雑木林ホール



⑤こなら平の木デッキ



②南の草地広場



⑥草地広場



③大谷弁天池・弁天様



⑦ひよどり山



④芝生広場・遊具



⑧デッキ



# <資料編>

## 資料1 パークマネジメントマスタープランと公園別マネジメントプランについて

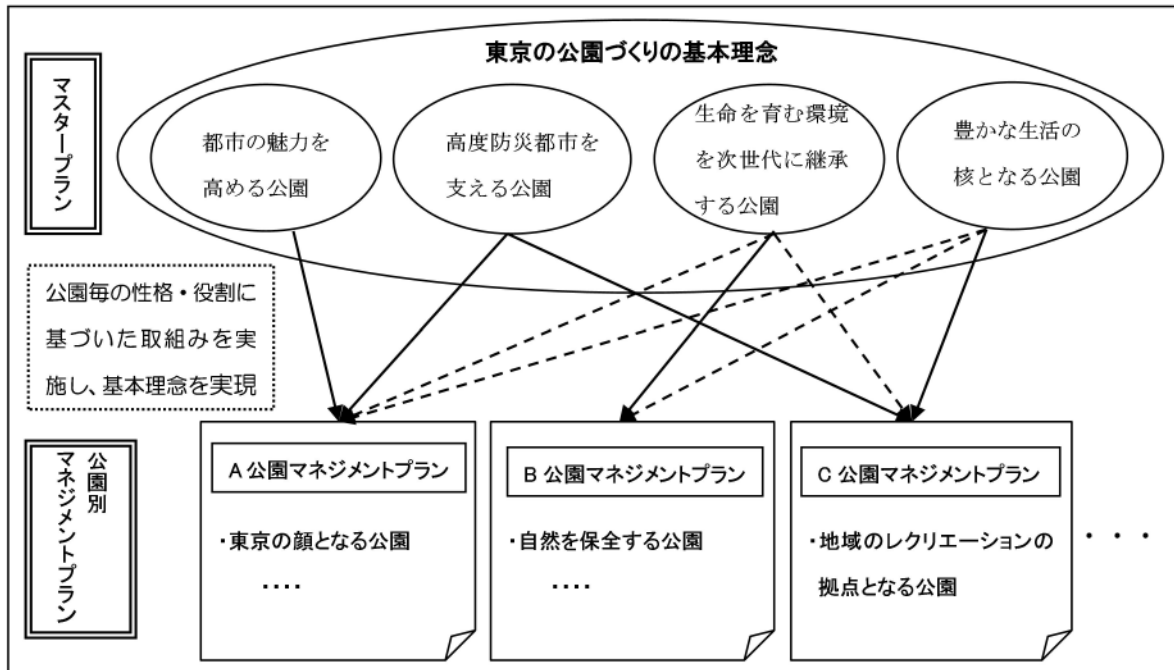
- ・パークマネジメントマスタープランは、「従来の行政主導の事業手法から、都民・NPO・企業と連携しながら都民の視点に立って公園を整備・管理する『パークマネジメント』へ転換すべき」との東京都公園審議会答申を踏まえ、平成16年8月に策定された。
- ・当初マスタープラン策定後10年の社会状況の変化、当初マスタープランの実施状況、東京都長期ビジョンの策定を踏まえ、平成27年3月改定版では、目標に対するプロジェクトを下表のように掲げている。
- ・当該目標に対するプロジェクトについて、小宮公園が担うことになるプログラムには◎を、小宮公園が関係するプログラムには○を付した。

基本理念	プロジェクト	プログラム		
基本理念1 都市の魅力 を高める公園	プロジェクト1 国際的な観光拠点となる公園づくりプロジェクト	(1)東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	東京の歴史と文化を伝える公園の再整備	
		(2)オリンピック・パラリンピック開催に向けた公園の整備	オリンピック・パラリンピック競技会場等が配置される公園の整備 オリンピック・パラリンピックのレガシーとなる公園の整備	
		(3)誰もが利用しやすい公園づくり	バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進 多言語表記、無料Wi-Fi利用環境等の充実	○ ○
		(4)快適な「おもてなし」空間の形成	快適な「おもてなし」空間の形成	○
	プロジェクト2 庭園・植物園・動物園での「おもてなし」プロジェクト	(1)庭園・植物園・動物園での「おもてなし」	文化財庭園での伝統文化による「おもてなし」	
			東京の日本庭園の連携による魅力の発信 植物園・動物園での「おもてなし」	
			国内外からのお客様への案内機能の強化	
		(2)文化財庭園の保全・再生	文化財庭園の施設の復元・修復 風格ある庭園景観の保全	
	(3)植物園・動物園の再生	植物園・動物園の再生		
	(4)動植物の交換や技術支援を通じた都市外交	動植物の交換や技術支援を通じた都市外交		
	プロジェクト3 公園の多機能利用と民間の活力導入促進プロジェクト	(1)公園の多機能利用、民間ノウハウ等を活かした施設づくり	公園の多機能利用と官民連携によるにぎわいの創出	
			民間のノウハウ等を活かした魅力ある施設づくり 広告掲示を認めることによる民間資金の導入	
		(2)規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	規制緩和公園における民間イベントの積極的な誘致	
	(3)指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	指定管理者制度の運用改善によるサービスの向上	○	
基本理念2 高度防災都市を支える公園	プロジェクト4 防災公園の機能強化プロジェクト	(1)防災公園の整備	救出・救助活動の拠点や避難場所となる公園の防災関連施設の充実 非常用発電設備の導入	◎ ◎
		(2)災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	災害時における公園の有効活用と防災訓練の充実	◎
		(3)公園内の建築物、街路樹の災害対策	公園等の建築物の耐震化 街路樹防災機能の強化	
	プロジェクト5 都立公園の安全・快適プロジェクト	(1)公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	公園樹木の戦略的メンテナンスによる安全性・快適性の向上	○
		(2)ホームレスの自立支援と公園機能の回復	ホームレスの自立支援と公園機能の回復	
		(3)安全・安心な公園とするための取組み	気象災害や感染症等に備えた危機管理の強化	○
			公園施設の適切な点検と維持・更新 環境負荷の少ない公園づくり	○ ○

基本理念	プロジェクト		プログラム	
基本理念3 生命を育む環境を次世代に継承する公園	プロジェクト6 水と緑の骨格軸形成プロジェクト	(1)水と緑の骨格軸の拠点となる公園、街路樹の形成	都立公園による緑の拠点の形成	
			既存公園の再生整備	
		緑の拠点をつなぐ街路樹の充実		
		(2)多様な主体と連携した緑のネットワークの形成	道路・河川との連携による公園整備の推進	
			都心部等における緑のネットワーク形成の推進	
	プロジェクト7 都立公園の生物多様性向上プロジェクト	(1)生物生息・生育空間の整備と管理	生物生息・生育空間の保全・再生・創出	◎
			公園内の動植物の保全・育成活動の充実	◎
		(2)動植物園・水族園での野生動植物の保護増殖、普及啓発	植物多様性センターにおける保護増殖	
			ズーストック計画の推進	
	プロジェクト8 自然とのふれあいプロジェクト	(1)自然体験活動、環境教育の拠点としての公園等の活用	自然観察会、環境教育プログラム等の充実	◎
多摩の森林の大切さを公園でアピール			○	
(2)自然とのふれあいの場としての丘陵地の公園緑地づくり		里山の環境を守る丘陵地公園の整備	◎	
		自然の保全・回復に向けた雑木林の更新	◎	
基本理念4 豊かな生活の核となる公園	プロジェクト9 都立公園の魅力向上プロジェクト	(1)都民ニーズの把握と施策への反映	都民ニーズの把握と施策への反映	○
			ヘブンアーティスト、野外劇などへの場の提供	
		(2)公園の魅力発掘事業の展開	ライトアップ、大規模花壇による魅力の創出	
			公園利用のアイデア募集	○
	プロジェクト10 パートナーシップ推進プロジェクト	(3)子どもの育成、スポーツによる健康づくりの場としての公園利用	子どもの心身の育成と多世代交流の場づくり	◎
			公園でのスポーツによる健康づくり	○
		(1)公園情報の受発信と管理所機能の強化	公園情報の受発信と管理所機能の強化	◎
			(2)都民からの寄付の受入れ	公園・動物園サポーター制度の実施
都民や企業からの寄付による公園施設等の設置			○	
(3)都民・NPO・企業等との連携による公園づくりの推進	ボランティア活動と都民協働のさらなる推進	◎		
	鉄道会社、旅行会社、地域の文化施設等との連携の推進	○		
	広域連携による丘陵地等の総合的な保全・利活用	○		
(4)都立公園を支える人材の育成	都立公園を支える人材の育成	○		

- ・また、パークマネジメントマスタープランと本プランとの関係は下図のとおりである。

### マスタープランと公園別マネジメントプランの関係





## 資料2 小宮公園に関する資料

### (1) 公園の沿革

- 昭和 21 年 9 月 4 日 戦災復興院告示第 131 号により、都市計画決定。(46.28ha)  
1946 年  
昭和 52 年 3 月 11 日 東京都告示第 175 号により、都市計画変更。(28.3ha)  
1977 年  
昭和 61 年 6 月 1 日 東京都告示第 571 号により、開園 (5.5ha)  
1986 年  
平成 14 年 6 月 1 日 東京都告示第 741 号により、追加開園 (25.2ha)  
2003 年

### (2) 公園の自然・社会環境

#### 1) 自然環境

- ・全体に地形、水系共に生態的に安定しており、都市の環境指標となりうる貴重な区域である。
- ・地形は、加住南丘陵に位置し、谷地川に通じる大谷の原流域であり、摺鉢状の地形である。
- ・土壌は、黒土で表土層も厚く非常に良好である。
- ・水系は、豊富な湧水があり、水質も良く、東京の名湧水 57 選にも選ばれている。
- ・植物は、元来薪炭林として利用された萌芽更新による林で、伐期は 30 年前後と推定される。主体はコナラ、クヌギでその他にケヤキ、クリ、イヌシデ、ヤマザクラ、エゴノキなどがある。
- ・動物相はホタル、オオムラサキが成育しており、鳥類も 43 種を数え、弁天池にはヒキガエルが産卵のために集まってくる。

#### 2) 社会的環境

- ・周辺土地利用の現況は、住宅地、畑であり、埋蔵文化財の群集地区である。東側約 0.5km には都の旧跡に指定されている横穴式石室「北大谷古墳」がある。
- ・J R 中央線八王子駅の北 2 km、八高線北八王子駅の西 1.5 km に位置する。敷地の北側は国道 16 号を経て 16 号バイパスに接続しているほか、八王子インターチェンジが至近であることから交通の便は非常に良い。

### (3) 園内のトピックス

#### ① 雑木林からの湧水

雑木林の奥に崖中腹から湧水が湧き、林の間に小川を作り隣接する弁天池に流れている。弁天池は、天明年間の大かんばんの時、八王子千人同心頭萩原氏が大谷の谷間を利用して掘った池だといわれている。

#### ② 雑木林ホール

本公園の案内や雑木林に関する理解の増進を図ることを目的に管理所と併設されたホールである。雑木林ホール内には図書や資料を展示しており、隣接するバードサンクチュアリを観察できるようになっている。

#### ③ 木道

公園東側の大谷の樹林地内には木道が整備されている。歩きやすく、踏圧など自然への影響が少ない木道は、雑木林の散策や自然観察など、多くの来園者に利用さ

れている。

#### (4) 利用状況等データ

##### 1) 公園占用の状況 (件)

項目	25年度	24年度	23年度	22年度	21年度
写真撮影	3	2	2	5	6
映画等の撮影	6	3	9	6	9
その他	0	0	1	5	0

##### 2) 主な催し物 (平成 25 年度実施分)

###### ・指定管理者による催し

種別	No.	事業名	実施期間	参加人数(人)
イベント	1	春の野草観察会	4月	10
	2	花摘み	5月/9月	430
	3	昆虫観察会	7月	22
	4	秋の野草観察会	10月	21
	5	冬の野鳥観察会	3月	15
	6	教えてハチ博士	8月	26
	7	花畑の丘 花の迷路	8~10月	約1,000
自主事業	1	森の音楽祭	11月	120
	2	体験教室 椎茸づくり	3月	99

##### 3) 主な活動団体 (平成 25 年度調査)

団体名	活動内容	人数(人)
どんぐり会	花壇づくり、野草観察会の開催、野鳥観察会の開催、植物保全活動、イベント共催・支援イベントの共催	80